

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	①	大日コンサルタント（株）	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21
	②	（株）トーニチコンサル タント	東京都渋谷区本町1-13-3
2. 指名停止措置期間	令和8年3月9日から令和8年6月8日まで（3か月）		
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する委託業務等		
4. 事実概要	上記の者は、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。		
5. 指名停止理由	上記については、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第6号「独占禁止法違反行為」に該当する。 なお、上記の者については課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、第39条第3項を適用して2分の1の停止期間に短縮する。 (稲敷市契約事務等に関する規程別表第3) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		
	措置要件		期間
	1～5 (略)		当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内
	(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前2号に掲げる場合を除く。)		
	7～19 (略)		
(指名停止期間の特例) 第39条第3項 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。			